

KYOTO TANTAN Long Ride

誓約書

<規則の遵守義務>

参加者は、大会がタイムを競うレースではなく、一般公道で行われる個人の責任で走るサイクリングであることを承知し、一般交通法規などはもとより主催者が設けたすべての規則指示を遵守し、他の交通に迷惑をかけず、スムーズな大会運営に協力し「募集要項」に記載の注意事項等を確認の上、参加者個人の責任において、安全管理・健康管理に十分な注意を払い大会に参加します。また、主催者による失格処分を受けた場合はその指示に従います。万一、体調などに異常が生じた場合はすみやかに参加を中止することを誓います。

<競技特性の理解と安全確保>

参加者は、サイクリングの経験があり、大会が変化しやすい自然環境の中で行われ参加者の体調が急激に変化する特性があることを十分に認識しております。またコースは広い範囲に設定されるため、緊急時の救護あるいは対応に支障をきたす可能性が高いことを良く理解しています。

<自転車整備の義務>

参加者は、自転車の整備不良による事故を未然に防ぐため、主催者が指定する「検車証」の内容に沿って、大会前に必ず検車を行い、「検車証」を受付時に提出します。

<健康状態の自己申告>

参加者として健康状態は良好であり、大会の参加に何ら問題を生じる事は予想されません。また、アレルギー体質、過敏症などの特異体質や既往症など、さらには宗教上その他の理由などにより、緊急医療のため知っておいてほしいことがある場合は、事前に主催者へ報告いたします。

<自己管理責任と応急処置の承諾>

参加者は、参加者個人の自覚と責任において、安全と健康に十分な注意を払って大会に参加し、走行中に参加者が被害者又は加害者となる事故が発生した場合、原因の如何を問わず、自己責任において処理し主催者及び責任者に責を帰さないことを誓います。また、主催者により続行に支障があると判断された場合は中止勧告を受け入れます。参加者が大会中に負傷したり、事故に遭遇したり、あるいは発病した場合には、参加者に対し処置が施されることを承諾し、その処置の方法および結果に対しても異議を唱えません。

<負傷・死亡事故の補償範囲>

参加者は、大会中および付帯行事の開催中に負傷した場合、またはこれらに基づいた後遺症が発生した場合、あるいは死亡した場合においても、その原因の如何を問わず、大会に係わるすべての大会関係者に対する責任の一切を免除いたします。また、参加者に対する補償は大会に掛けられた傷害保険の範囲内であることを確認し承めます。従って、参加者はここに、参加者自身・参加者の遺言執行人・管財人・相続人・近親者などのいずれからでも、参加者が被った一切の傷害について賠償請求・訴訟およびそれらのための弁護士費用などの支払請求を一切行わないことを誓います。

<免責事項>

参加者は、気象状況の悪化および走行環境の不良など主催者の責に帰すべからざる事由により、大会が中止になった場合、または内容に変更があった場合、さらには用具の紛失・破損などにより大会参加に支障が生じた場合においても、主催者に対してその責任を追及しないこと、並びに大会への参加のために要した諸経費(参加費を含む)の支払請求を一切行わないことを誓います。

<肖像権及び個人情報の取り扱い>

参加者は、参加者の肖像・氏名・住所・年齢・競技歴及び自己紹介などの個人情報が、大会主催者が作成するウェブサイト、大会パンフレット、大会に関連する広報物、報道並びに情報メディアにおいて使用されることを了解し、付随して主催者が制作する印刷物・ビデオ並びに情報メディアなどによる商業的利用を承諾します。

<個人情報の取り扱い>

参加者は、参加申込書に記入した個人情報が、大会主催者との連絡及び大会参加の手続きに必要な範囲で使用されることを承諾します。その他、主催者・主催構成団体が実施するスポーツイベントに関する案内に使用することを承諾します。

<本誓約事項に規定されていない事項について>

本契約書の解釈に疑義が生じた場合、大会にかかわる規則に従い解決することを承諾します。万一、大会に関する争いが生じた場合、その第一審の専属管轄権は京都地方裁判所とし、準拠法は日本法とする事に同意いたします。

<自転車保険加入の義務>

京都府では、人身事故被害者の救済を図るとともに加害者の経済負担軽減のため、「自転車の安全な利用の促進に関する条例」により自転車保険への加入を義務付けています。(外国籍の参加者についても同様に自国などにて加入のうえご参加ください。)